



島根県報

平成20年 7 月 4 日 (金)
第 1,997 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

地方税法第700条の 6 の 4 の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5
道路の区域の決定	(道 路 維 持 課)	7
道路の区域の変更	(")	8
道路の供用開始	(")	8

公 告

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	(総 務 課)	9
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	(")	12
平成21年度島根県立農業高等学校の学生募集	(農 業 経 営 課)	14

公安告示

貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	16
--------------------	-------------	----

雑 報

公益信託しまね女性ファンドの第16期の信託事務及び信託財産の状況	(環 境 生 活 総 務 課)	18
----------------------------------	-------------------	----

告 示

島根県告示第569号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成20年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
有限会社志津見石油	瀬戸邦清	島根県雲南市掛合町入間292 - 6	平成20年 4 月30日

島根県告示第570号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号。以下「法」とい

う。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かつべ眼科クリニック	島根県出雲市今市町藤ヶ森2074 出雲メディカルモール	平成20年6月20日

島根県告示第571号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定辞退年月日
出雲市	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成20年6月20日

島根県告示第572号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 宇津 徹男 浜田市相生町3902番地
- 島津 博 浜田市上府町イ744番地
- 佐々木浩次 浜田市内村町1090番地
- 近重 良治 浜田市下有福町371番地の1
- 大屋 幸 浜田市宇野町1071番地
- 石田 熊雄 浜田市田橋町31番地
- 殿川 定美 浜田市佐野町イ86番1地
- 三明多佳志 浜田市久代町601番地
- 鳥越 登 浜田市三階町1078番地
- 鍛冶畑義征 浜田市長見町656番地
- 大埜 英將 浜田市西村町606番地

監事

- 佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地

閤田眞太郎 浜田市久代町1655番地

佐々木一郎 浜田市後野町224番地

2 就任年月日

平成20年3月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

宇津 徹男 浜田市相生町3902番地

大谷 幸廣 浜州市内村町1581番地

近重 良治 浜田市下有福町371番地の 1

野村 保弘 浜田市宇野町1045番地

石田 熊雄 浜田市田橋町31番地

殿川 定美 浜田市佐野町イ86番 1 地

三明多佳志 浜田市久代町601番地

鳥越 登 浜田市三階町1078番地

鍛冶畑義征 浜市長見町656番地

信田 久樹 浜田市周布町イ63番地36

川崎 眞之 浜州市上府町イ671番地

監事

佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地

閤田眞太郎 浜田市久代町1655番地

佐々木一郎 浜田市後野町224番地

島根県告示第573号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市下古志町字奥分1834 - 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第574号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町反邊字湯ノ尾133 - 2、134、2173、2174 - 3、2174 - 4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第575号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成6年1月31日農林水産省告示第216号(3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第576号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年4月7日農林水産省告示第664号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町 2 番22号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
(株)イズミ	広島県広島市南区京橋町 2 番22号	代表取締役 山西 泰明
(株)エクセル	広島県広島市西区商工センター 2 丁目 3 番 1 号	代表取締役 渡辺 博司
その他未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
(株)イズミ	広島県広島市南区京橋町 2 番22号	代表取締役 山西 泰明
フジパンストア(株)	名古屋市瑞穂区松園町 1 丁目50番地	代表取締役 国廣 哲彦
(有)坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	代表取締役 坂根 悦夫
(有)平田生花店	島根県松江市南田町31番地	代表取締役 平田 明久
インスマート(株)	広島市中区袋町 1 番14Kビル	代表取締役 奥原 誠次郎
(株)スイートガーデン	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地 1	代表取締役 小池 和則
(株)織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘10 - 6	代表取締役 奥村 紀八郎
(有)布野	島根県出雲市今市町616番地	代表取締役 布野 昇
(株)ワールド	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	代表取締役 寺井 秀藏
(株)ポイント	茨城県水戸市泉町 3 丁目 1 番27号	代表取締役 石井 稔晃
(株)東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目48番 1 号	代表取締役 木山 茂年
(株)パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	代表取締役 中本 敏幸
(有)ノース	島根県松江市東津田町1287番地 8	代表取締役 北脇 明男
(有)sn yg g	福岡市中央区白金 2 丁目 5 番18号	取締役 渡邊 功一
エステール(株)	東京都新宿区住吉町 8 番12号	代表取締役 丸山 朝
マツオインターナショナル(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目20番10号	代表取締役 松尾 憲久
(株)フィールインターナ	広島市西区南観音 3 丁目 6 番 8 号	代表取締役 有田 圭壯

シヨナル		
(株)コックス	東京都江東区新大橋1丁目8番11号	代表取締役 萩原 久示
フクハラアシャル(株)	島根県大田市大田町大田イ736番地12	代表取締役 福原 健治
(株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1	代表取締役 菊地 敬一
(株)今井書店	島根県松江市殿町63番地	代表取締役 田江 泰彦
メガネの田中チェーン(株)	広島市中区袋町1番23-102号	代表取締役 田中 登志子
(株)わものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	代表取締役 形部 幸裕
(株)エクセル	広島県広島市西区商工センター2丁目3番1号	代表取締役 杉田 直隆
(株)タツミヤ	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	代表取締役 指田 努
(株)三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
(株)プレジャージェーン	大阪市中央区久太郎町2丁目2番7号	代表取締役 藤井 豊
(株)パリュープランニング	神戸市中央区坂口通7丁目2番17号	代表取締役 井元 憲生
(有)ラ・ポム	島根県出雲市姫原2丁目4-2-302	代表取締役 南 秀子
(株)フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	代表取締役 近藤 隆治
いろは堂(株)	岡山市問屋町19番地103	代表取締役 宗元 圭二
(株)スーパーラヴァーズ	東京都世田谷区代沢1丁目27番3号	代表取締役 田中 康晴
(株)コベック	岡山県倉敷市真備町尾崎1376番地の1	代表取締役 中野 実
(株)ヘンミクロージング	高松市丸亀町9番地1ステップ	代表取締役 逸見 康雄
(株)ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	代表取締役 上田 稔夫
藤久(株)	名古屋市名東区高社1丁目210番地	代表取締役 後藤 薫徳
(株)ベーカーストリート	千葉県市川市中山4丁目18番16号	代表取締役 榊原 龍男
(株)オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	代表取締役 水野 健太郎
(株)高麗堂	岡山県倉敷市水島南緑町15番12号	代表取締役 神農 正市
(株)ナカニシ	鳥取県鳥取市富安2丁目70番地	代表取締役 中西 弘
(株)ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久
(株)カーム	横浜市都筑区茅ヶ崎中央11番地1	代表取締役 小野澤 成四
サキヤクリエイト(株)	岡山県倉敷市白楽町380番地3	代表取締役 佐々木 雅章
エルエイトレーディング(株)	福岡市早良区藤崎2丁目10番10号	代表取締役 井上 正憲
(有)森山文具	島根県出雲市渡橋町1250番地	代表取締役 森山 勝
トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)	東京都大田区平和島6丁目1番1号	代表取締役 クリスチャン・トーマ
(株)プラスハート	大阪市中央区北浜1丁目9番9号	代表取締役 松尾 正司
(株)フジックス	島根県松江市浜乃木2丁目4番8号	代表取締役 中林 秀雄
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783番地20	代表取締役 神田 実
(株)アイジーエー	福井県越前市矢放町第13号8番地の9	代表取締役 五十嵐 義和

(株)クラブ	広島市東区曙 3 丁目 2 - 13	代表取締役 丸岡 義範
(株)イング	神戸市中央区港島南町 4 丁目 6 番 2	代表取締役 向井 孝司
(株)やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138 - 1	代表取締役 山本 勇二
(株)ニコル	東京都渋谷区東 1 丁目32番12号渋谷プロパティ-東急ビル 3 階	代表取締役 木野村 明廣
(株)エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目11番 5 号	代表取締役 野口 実
(株)ウオッチ・ビジネス・カンパニー	広島市西区商工センター 2 丁目 3 番 1 号	代表取締役 鍵本 優
(株)ブルーグラス	千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	代表取締役 木村 保
(有)ソリッド	広島市安佐南区高取南 3 丁目19番10号	代表取締役 平野 一貴
(株)夢や	香川県高松市朝日新町17番20号	代表取締役 高杉 弘美
(株)天翔	福岡県大野城市御笠川 5 丁目 6 番17号	代表取締役 平 茂美
(株)冒険王	広島市安佐北区可部 4 丁目 1 番10号	代表取締役 堀岡 洋行
(株)パーク・ランド	大阪府富田林市錦織南 2 丁目 2 番 7 号	代表取締役 照井 桂樹
(株)ライトオン	茨城県つくば市吾妻 1 丁目11番 1	代表取締役 藤原 政博

(4) 変更の年月日

平成20年 6 月19日

2 届出年月日

平成20年 6 月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109番地 1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第578号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	宍道湖湖北自転車道線	松江市大垣町1134番1地先から同町1946番2地先まで	メートル 1.50 ~ 9.00	メートル 688.00	松江県土整備事務所	

島根県告示第579号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	431号	松江市西川津町3314番2地先から同市下東川津町1346番3地先まで	前	メートル 22.00 ~ 87.00	メートル 495.00	道路改良工事 拡幅
			後	22.50 ~ 87.00	495.00	
"	"	松江市大垣町1134番1地先から同町1946番2地先まで	前	9.00 ~ 24.00	688.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 歩道設置
			後	11.00 ~ 24.00	688.00	
県 道	松江木次線	松江市東忌部町3226番1地先から同町3225番1地先まで	前	15.00 ~ 40.00	107.00	不用物件発生 減幅 河川管理者へ移管
			後	15.00 ~ 30.00	107.00	
"	広瀬荒島線	安来市飯梨町字車田451番2地先から同463番2地先まで	前	8.00 ~ 20.00	106.50	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	14.00 ~ 20.00	106.50	
"	"	安来市飯梨町字細田468番2地先から同480番3地先まで	前	8.00 ~ 9.00	73.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	13.00 ~ 14.00	73.00	

島根県告示第580号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
一般国道	431号	松江市大垣町1134番 1 地先から同町1946 番 2 地先まで	メートル 688.00	平成20年 7 月 4 日	松江県土整 備事務所	
県 道	松江鹿島美 保関線	松江市鹿島町佐陀本郷642番 3 地先から 同635番 9 地先まで	103.40	平成20年 7 月 4 日		
"	広瀬荒島線	安来市飯梨町字車田451番 2 地先から同 463番 2 地先まで	106.50	平成20年 7 月 4 日	松江県土整 備事務所広 瀬土木事業 所	
"	"	安来市飯梨町字細田468番 2 地先から同 480番 3 地先まで	73.00	平成20年 7 月 4 日		

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第38条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年 7 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受 付 数	公文書数	受 付 数	公文書数	受 付 数	公文書数
県政情報センター	193	1,384	169	2,525	362	3,909
松江地区県政情報コーナー	10	20			10	20
雲南地区県政情報コーナー						
出雲地区県政情報コーナー	7	9			7	9
県央地区県政情報コーナー	1	1			1	1
浜田地区県政情報コーナー	12	14	1	1	13	15
益田地区県政情報コーナー	5	10	1	1	6	11
隠岐地区県政情報コーナー						
単独地方機関	4	7	10	20	14	27
小 計	232	1,445	181	2,547	413	3,992
警察情報公開センター	61	412	12	30	73	442
各警察署情報公開窓口						
小 計	61	412	12	30	73	442
合 計	293	1,857	193	2,577	486	4,434

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。

(2) 請求及び申出の処理状況

単位：件

区 分	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
請 求	674	1,078	25	72			8		1,857
申 出	1,002	1,547	3	21	3		1		2,577
合 計	1,676	2,625	28	93	3		9		4,434

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請 求			申 出			合 計		
	本 庁	地方機関		本 庁	地方機関		本 庁	地方機関	
知事	995	901	94	2,491	997	1,494	3,486	1,898	1,588
政策企画局	3	3					3	3	
総務部	128	128		71	1	70	199	129	70
地域振興部	24	24		4	4		28	28	
環境生活部	483	483		16	16		499	499	
健康福祉部	117	55	62	317	26	291	434	81	353
農林水産部	54	54					54	54	
商工労働部	6		6	2	2		8	2	6
土木部	173	147	26	2,081	948	1,133	2,254	1,095	1,159
出納局									
企業局	7	7					7	7	
議会	19	19					19	19	
教育委員会	390	381	9	22	22		412	403	9
選挙管理委員会	34	34		34	34		68	68	
人事委員会	6	6					6	6	
監査委員	1	1					1	1	
公安委員会	4	4					4	4	
警察本部長	408	408		30	30		438	438	
労働委員会									
収用委員会									
海区漁業調整委員会									
内水面漁場管理委員会									
合 計	1,857	1,754	103	2,577	1,083	1,494	4,434	2,837	1,597

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 議 中	そ の 他
28 (繰越 1)		1				21	6

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸 出 し	
			利用者	資 料	利用者	資 料
県政情報センター	297	523	308	664	368	1,291
松江地区県政情報コーナー	26	203	71	97	9	9
雲南地区県政情報コーナー	6	46	16	35	5	10
出雲地区県政情報コーナー	15	135	33	54	13	46
県央地区県政情報コーナー	4	26	18	19	1	1
浜田地区県政情報コーナー	24	131			13	15
益田地区県政情報コーナー	11	88	3	4	5	8
隠岐地区県政情報コーナー	3	6	2	2	1	1
小 計	386	1,158	451	875	415	1,381
警察情報公開センター	13	6				
各警察署情報公開窓口	4	1				
小 計	17	7				
合 計	403	1,165	451	875	415	1,381

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍 聴 者
		公 開	一部公開	非 公 開	
附属機関	221	55	18	148	71
附属機関に類するもの	197	81	63	53	164
合 計	418	136	81	201	235

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を実施している法人	公開申出のあった法人	公開申出	回 答 の 内 訳					そ の 他
			公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
24	2			2				

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数进行いう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数进行いう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数进行いう。

(2) 異議申出の状況

単位：件

異議申出	処 理 内 訳

	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	検 討 中
1 (繰越)		1				

注 1 件数は、異議申出書の数をいう。

2 「異議申出件数」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申出を受け付けたもののうち当該年度当初において検討中であったものをいい、内数である。

島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第50条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求及の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	20	42					20	42
松江地区県政情報コーナー	2	4					2	4
雲南地区県政情報コーナー	1	1					1	1
出雲地区県政情報コーナー	1	1					1	1
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	2	2					2	2
益田地区県政情報コーナー								
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関	12	13					12	13
小 計	38	63					38	63
警察情報公開センター	2	2					2	2
各警察署情報公開窓口	1	1					1	1
小 計	3	3					3	3
合 計	41	66					41	66

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	22			22
政策企画局				
総務部	1			1
地域振興部				
環境生活部				

健康福祉部	17			17
農林水産部				
商工労働部	1			1
土木部	3			3
出納局				
企業局				
議会				
教育委員会	37			37
選挙管理委員会				
人事委員会	4			4
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	3			3
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
合 計	66			66

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第 1 項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 55

イ 口頭による開示請求の実施 821件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
24	19	13	9			1		66

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	17 (繰越)						14	3

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

24団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
1	2	2					

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

(6) 異議申出の状況

該当なし

平成21年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成20年7月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園芸畜産科	野 菜	30人	2年	募集人員は、推薦入学者を含む。
	花 き			
	果 樹			
	肉用牛			
森林管理科	-	10人		

3 推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 以下のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農業大学校卒業後、島根県内において就農し農林業後継者となるもの又は島根県の農林業振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力、人物及び

健康がともに優れているもの

㉞ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成21年 3 月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成21年 3 月に修了見込みの者

㉟ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

㊀ その他知事が㉞又は㉟に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

㉞ 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

㉟ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

㊀ 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

㊁ 返信用封筒（長形 3 号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル 1 枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）

㊂ 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成20年10月13日（月）から10月24日（金）までとし、郵送の場合は、10月24日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番 1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

㉞ 日時 平成20年11月 6 日（木） 10時から16時まで

㉟ 場所 大田市波根町970番 1 島根県立農業大学校

㊀ 検定 筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成20年11月13日（木）に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

推薦入学の検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとする者は、出願手続として 4 の(2)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を 4 の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

3 の(2)のイの要件を満たす者とする。

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

㉞ 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

㉟ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

3 の(2)のイの㉞に定める以外の者にとっては、高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類

㊀ 返信用封筒（長型 3 号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル 1 枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号

を明記の上、切手90円分をはり付けたもの)

ロ 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)

イ 出願期間

平成21年1月13日(火)から1月23日(金)までとし、郵送の場合は1月23日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

㊦ 日時 平成21年2月6日(金)10時から16時まで

㊧ 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

㊨ 検定 入学検定は筆記試験(一般教養、数学、小論文)及び面接試験とする。

イ 合格者の発表

平成21年2月13日(金)に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

6 その他

入学願書等の島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの)を同封すること。

公 安 委 員 会 公 告

島根県公安委員会告示第80号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成20年7月4日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務2級

2 検定実施日時

平成20年10月4日(土) 午前8時30分から午後5時まで

3 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

4 受検定員

5人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成20年8月25日（月）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

㊦ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

雑 報

公益信託しまね女性ファンド(第16期)信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、信託法(大正11年法律第62号)第69条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年7月4日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行った、魅力ある地域づくり活動31事業に対して計7,222,000円、男女共同参画社会づくり活動29事業に対して計5,079,000円、次代を担う人づくり活動23事業に対して計4,330,000円、水と緑豊かな環境づくり活動4事業に対して計938,000円、合計87事業17,569,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況(平成20年3月31日現在)

資産合計	金409,987,377円
負債合計	0円
正味信託財産	金409,987,377円